

第3次広島市男女共同参画基本計画(案)の概要について

第1章 計画の基本的な考え方

計画の目的

広島市男女共同参画推進条例の理念に基づき、広島市の男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、本市が目指す「国際平和文化都市」に欠かせない要件の一つである、性差による差別がなく、対等のパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することを目的として策定する。

【計画の位置付け】・「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める市町村男女共同参画計画
・「広島市男女共同参画推進条例」第8条に基づく基本計画
・「第6次広島市基本計画」の部門計画
・女性活躍推進法に基づく市町村推進計画
・DV防止法に基づく市町村基本計画

【計画期間】

令和3年度～令和7年度まで（5年間）

【取り組むべき事項】

- ・第2次基本計画の推進状況等を踏まえた課題への対応
- ・社会情勢の変化に伴う課題への対応
- ・国の動向等への対応

第2章 各施策について

基本方針1 あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大

【基本施策】

- 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 市の関係団体などにおける方針決定過程等への女性の参画の促進
- 防災・復興における女性の参画の拡大



施策の指標

- ・審議会委員における女性の割合を増やす
- ・女性委員がいない審議会をなくす
- ・市職員の管理職における女性の割合を増やす
- ・市立学校教員の管理職における女性の割合を増やす
- ・女性地域防災リーダーの割合を増やす
- ・消防団における女性の中級幹部（分団長・副分団長の階級にある者）の数を増やす

基本方針2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立

【基本施策】

- 働く場における男女共同参画の推進
- 職業生活と家庭生活の両立に向けた職場環境の整備
- 男性にとっての男女共同参画の推進
- 子育てや介護等の支援の充実
- 多様な就業ニーズを踏まえた就業支援の推進
- 女性の参画が少ない分野における男女共同参画の推進



施策の指標

- ・民間企業における女性管理職の割合を増やす
- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、女性活躍の推進に取り組む企業を増やす
- ・民間企業における男性の育児休業取得率を上げる
- ・男女共同参画に積極的に取り組む事業者の数を増やす
- ・働き方を工夫して、労働時間の削減に取り組む人の割合を増やす
- ・男性が家事・子育て・介護に関わる時間を増やす
- ・市の男性職員の育児休業取得率を上げる
- ・保育園等入園待機児童の解消を図る
- ・放課後児童クラブ待機児童の解消を図る
- ・女性（25歳～44歳）の就業率を高める
- ・「家族経営協定」締結農家数を増やす

基本方針3 安心して暮らせる社会の実現

【基本施策】

- 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進
- 性と生殖に関する健康と権利の浸透



施策の指標

- ・経済的な自立に向けて就業したひとり親世帯を増やす
- ・「LGBT」の言葉と内容を知っている人の割合を増やす
- ・がん検診の受診率を上げる

基本方針4 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

【基本施策】

- 女性に対するあらゆる暴力根絶のための認識の徹底と対応
- 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援の充実
- セクシュアル・ハラスメントの防止と被害者への支援の充実
- 女性や子どもに対する性犯罪・性暴力、売買春などの根絶に向けた対策の推進



施策の指標

- ・DV被害を受けた人のうち、だれ（どこ）にも相談しなかった人の割合を減らす
- ・DVの相談窓口を知っている人の割合を増やす
- ・過去1年以内に暴力を受けた女性被害者の割合を減らす

基本方針5 男女の人権を尊重する市民意識の醸成

【基本施策】

- 互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進
- 男女共同参画推進拠点施設における取組の推進
- 男女共同参画の視点からの広報・啓発活動の推進
- 子どもの頃からの男女共同参画を推進する教育の充実
- 平和の発信と国際理解・国際協力の推進



施策の指標

- ・社会全体でみた場合の男女の地位が平等になっていると感じる男女それぞれの割合を増やす
- ・固定的な性別役割分担意識を持たない男女それぞれの割合を増やす
- ・全ての人の人権を大切にし、それを日常生活の中で態度や行動に表している市民の割合を増やす

第3章 計画の推進体制

- ・市長をトップとして、全ての局・区長等で構成する「男女共同参画推進本部」により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図る。
- ・毎年度、施策の指標の達成状況の把握や施策の推進状況を掲載した年次報告書を作成し、男女共同参画の推進状況、施策の実施状況を公表する。
- ・国、県、市などの行政機関、経済団体・労働団体等が一体となって、女性が活躍できる環境の整備や仕事と家庭の両立に向けた取組などの推進を図る。
- ・市長の諮問機関であり、男女共同参画に関する有識者や公募委員などにより構成する「男女共同参画審議会」において、男女共同参画の施策の進捗状況などを検証し評価する。
- ・男女共同参画を推進する拠点施設である「男女共同参画推進センター」において、その運営主体となる指定管理者と連携を図りながら、積極的な事業を展開する。